

令和 4 年度

大田区包括外部監査結果報告書

**「区政におけるガバナンス視点の浸透と
その文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況
ならびに運用実態の妥当性について」**

**令和 5 年 3 月
大田区包括外部監査人
公認会計士 高峰 正雄**

目次

第1章 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	3
5. 監査対象機関（部局）	3
6. 監査の方法	4
7. 監査従事者	5
8. 監査実施期間及び延日数	5
9. 利害関係	6
10. 指摘及び意見	6
11. 次回包括外部監査に向けた提言	8

第2章 監査対象の概要

1. サブ・テーマの設定	10
2. サブ・テーマ毎の確認ポイント	11
3. サブ・テーマ毎の調査対象部局	16

第3章 監査の結果及び意見

第1節 内部統制制度の導入 総務課内部統制推進担当編	1
第2節 情報セキュリティ 企画経営部情報政策課編	40
第3節 情報セキュリティ 総務課情報セキュリティ対策担当編	76
第4節 個人情報保護 地域力推進部 特別出張所編	103
第5節 個人情報保護 戸籍住民課編	128
第6節 BCP 防災危機管理課編	147
第7節 BCP 情報政策課編	165
第8節 支払い手続き 会計管理室編	176
第9節 脱ハンコ 企画課編	192
第10節 内部通報制度 総務課内部統制推進担当編	202
第11節 福祉オンブズマン 広聴広報課編	217
第12節 人材戦略 人事課編	236
第13節 情報発信・統治機構の明示 広聴広報課編	262

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 並びに「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例」第 2 条第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

区政におけるガバナンス視点の浸透とその文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況ならびに運用実態の妥当性について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

第 2 次安倍内閣の発足より、我が国においては、証券市場の活性化や企業の国際的な競争力の回復のため、まず上場企業のガバナンス向上が産業政策上の重要課題の一つとして取り上げられるようになり、コーポレート・ガバナンスという言葉は企業経営の場では日常的に使われるようになってきている。それ以後、ガバナンスという概念は、非営利団体においても、組織をその利害関係者の期待する方向に適切に導く仕組みとして浸透しはじめており、包括外部監査人である私の所属する日本公認会計士協会やその下部地域組織においてもガバナンス改革に取り組んできている。また、近年、学校法人においては日本大学が、スポーツ界においても複数の中央競技団体でガバナンス不全という批判を受ける不祥事が明らかになってきた。

このような社会の動きの中、総務省の研究活動から地方公共団体の組織マネジメント改革のために「内部統制」というキーワードで、組織運営のあり方を見直し、信頼される行政運営、質の高い行財政運営を実現させようという運動が始まり、これが 2017 年の第 193 回国会において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備等を盛り込んだ地方自治法の一部改正に結実することになった（地方自治法第 150 条第 1 項から 8 項まで）。この改正法は 2020 年（令和 2 年）4 月 1 日を施行期日としていた。

金融庁および東京証券取引所は、コーポレート・ガバナンスについて「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」であると定義している。この文脈の中で金融庁は内部統制を次のように定義した：内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に

関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。

地方公共団体における内部統制については、総務省の研究会では、「組織目的（＝住民福祉の増進を図ることを基本目的とする）の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで、事務の適切な執行を確保すること」と定義した。このような仕組みを制度化し、その取り組みを進めることで、1）マネジメントの強化 2）事務の適正性の確保が促される 3）監査委員の監査の重点化・質の強化、実効性の確保の促進 4）議会や住民による監視のための必要な材料の提供等の効果が期待され、ひいては「信頼される行政運営、質の高い行財政運営の実現」、そして、組織目的である、住民福祉の増進に結び付くというロジックが導入されている。

これまで上場企業等の社外取締役としてコーポレート・ガバナンスの向上に取り組んできた経験からは、しっかりとした内部統制があることで、経営者が積極的に施策に取り組める、また取引先、従業員、株主等のステークホルダーからの信頼が確保できるという点がとても大事だと感じている。何より、しっかりとした内部統制の仕組みと運用があることで不正や不祥事のリスクが逡減し、社外取締役として疑心暗鬼に陥ることなく、執行サイドから提供される企業活動の情報を信頼できるものとして受け止められたという感覚がある。

他方、日本を代表するような、歴史のある大企業の少なからぬ数において、品質不正のニュースが繰り返されている現状に鑑みると、統制の仕組みは作って終わりではなく、限定的な状況で合理的な行動が期待できるに過ぎない人間という存在を構成員とした組織においては、常に変化し続ける社会の動きと行政テーマに合わせて、柔軟に仕組みやルールを手直しし、迅速に普及徹底させていく無限ループのような継続的なプロセスが肝要だと感じさせられる。

大田区においては、行政組織における内部統制制度の導入と運用はまだ初期段階にあるとみられるが、初期段階であるからこそ、外部の知見も加えて、客観的に現状を評価し、必要であれば軌道修正や見落としているかもしれない点について指摘または意見を表明することは重要な意義があると考え、今年度の包括外部監査の事件として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、当年度である令和4年度を対象としたが、必要に応じて令和3年度以前についても監査の対象としている。

5. 監査対象機関（部局）

主な監査対象部局は、総務課内部統制推進担当であるが、サブ・テーマとして選んだトピックに応じて、以下の部局からヒアリングすることになった。サブ・テーマの一覧は第2章で説明する。

- 1) 総務課 内部統制推進担当
- 2) 企画経営部 企画課
- 3) 企画経営部 情報政策課
- 4) 総務課 情報セキュリティ対策担当
- 5) 地域力推進部 地域力推進課ならびに特別出張所
- 6) 区民部 戸籍住民課
- 7) 総務部 防災危機管理課
- 8) 総務部 総務課 法規担当
- 9) 総務部 経理管財課
- 10) 会計管理室
- 11) 総務部 総務課 文書係
- 12) 企画経営部 広聴広報課
- 13) 総務部 人事課

6. 監査の方法

(1) 監査の視点

大田区の区長部局における内部統制制度導入の状況を確認するため、包括外部監査人ならびにその補助者は

- 1) 内部統制制度の整備状況の良否にフォーカスする。
- 2) 内部統制制度の運用状況の良し悪しを分析することは監査の直接の目的とはしない。ただし、調査の過程で判明した運用状況の「重要な」不備については報告書で触れることにする。運用上の重要とは考えられないエラーについては報告書ではハイライトしない。
- 3) したがって、運用状況をチェックするための実証的な手続きについては、広範に実施することは計画しない。
- 4) 担当者の判断で行った実証的手続きの実施の結果、発見されたエラー・問題点は、内部統制制度の整備状況の問題に還元できるかどうかという視点で分析を進める。
- 5) 大田区では、内部統制制度の導入に当って、現状では広範囲にリスク分析を実施していないため、現行ルール（要綱、要領、ガイドラインなど）が定められていて、それに準拠しているというだけでは、包括外部監査人としては良しとしないというスタンスで臨む。つまり、ルール自体の妥当性も吟味する。

(2) 主な監査手続

上記(1)の監査の視点に沿って実施した主な監査手続は、以下の通りである。

- 1) メイン・テーマに関連して、区の内部統制導入の状況を浮き彫りにできると考えられるサブ・テーマを設定し、それぞれについての確認ポイントをリストアップしていく
- 2) それぞれのサブ・テーマに関連する部局を内部統制推進担当に検討してもらい、提案を吟味した上で、調査対象部局を選定
- 3) 調査対象部局とのヒアリングの実施と、関係資料の入手し、質疑内容とともに分析
- 4) 確認した特定の状況について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているか（合規性）の検討

- 5) 確認した特定の状況が、広報メディア（特に区の web site）でどのように表現されているかの確認
- 6) 国の政策・ガイドラインの確認
- 7) 他の地方自治体の状況との比較

7. 監査従事者

今年度の包括外部監査でも補助者の人数は抑制して全体で以下の4名体制（前回は3名）で臨むこととした。補助者の内、的場 武教は令和元年度の大田区包括外部監査に補助者として参画している。包括外部監査人を含む他の3名は包括外部監査に従事するのは、今回が初めてである。原口 昌之は弁護士登録の他、公認会計士登録もしている。

(1) 包括外部監査人	公認会計士	高峰 正雄
(2) 補助者	公認会計士	的場 武教
	公認会計士	山崎 素継
	弁護士	原口 昌之

8. 監査実施期間及び延日数

- (1) 監査実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月23日まで

(2) 延日数¹（概算値である）

包括外部監査人	105 日
補助者（3名）	85 日
合計延日数	190 日

9. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 指摘及び意見

令和 4 年度大田区包括外部監査結果報告書（以下「本報告書」という）における指摘及び意見の件数は次の表の通りである。

指摘	意見	合計
5 件	50 件	55 件

本報告書において「指摘」又は「意見」という場合、以下のように区分している。

指摘： 法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、内部統制または組織ガバナンスの観点から、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

意見： 是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にするべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

¹ 延日数は 6 時間を一日として計算。

指摘及び意見の具体的内容は全て第3章で述べているが、第3章の節ごとの指摘と意見の数は次の表の通りである。

節	サブ・テーマ	主な所管課等	指摘	意見
1	改正地方自治法第150条準拠状況	内部統制推進担当	1	8
1	リスク分析	内部統制推進担当		
1	内部監査	内部統制推進担当		
1	外部監査、監査委員監査の指摘事項に対する措置対応の体制	内部統制推進担当		
1	ルール制定における多様な視点の反映、監査委員の関与	内部統制推進担当		
1	統治機構の明示	内部統制推進担当		
2	情報セキュリティ	情報政策課	0	4
3	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策担当	1	7
4	(外部コミュニケーションにおける)個人情報保護	地域力推進課	0	3
5	(外部コミュニケーションにおける)個人情報保護	戸籍住民課	0	2
6	BCP	防災危機管理課	0	3
7	BCP	情報政策課	0	5
8	支払い手続き	会計管理課	0	2
9	脱ハンコ	企画課	0	0
10	内部通報制度	内部統制推進担当	3	2
11	福祉オンブズマン	広聴広報課	0	3
12	行政機構のスタッフィング・後継者育成	人事課	0	4
12	専門人材の確保	人事課		
13	情報発信(区報・hp)・統治機構の明示	広聴広報課	0	7

合 計

5 50

11. 次回包括外部監査に向けた提言

今年度の包括外部監査人は補助者の経験を経ることなく、包括外部監査に従事した。そのため調査日程の段取り、報告書案の初稿を区のチェックに回してから段取りに関しては、結果的には十分な計画が立てられたとは言えず、監査人側での作業への影響だけでなく、区長部局側の関係者の方々にも多大な負担をお掛けしたこともあった。

次回の包括外部監査人も初めて就任する場合もあるかと思われるので、包括外部監査人、外部監査の段取りとりまとめをする総務課内部統制推進担当の双方に参考となる事項を以下に提言する。

- 1) 監査テーマの決定： 7月1日の監査契約の締結を待つことなく、包括外部監査人内定者は6月中に監査テーマの実質的決定は済ませておくべきである。
- 2) 監査実施通知書： 区長宛て、監査委員宛ての監査実施通知書は7月1日の監査契約締結後、7月中旬までに作成しておくべきである。また、この後の監査作業日程を前倒しにできるように、区長ならびに監査委員への面会日より前に正式に提出できる段取りを検討すべきである。
- 3) 関係部局とのヒアリング実施に向けた準備： 包括外部監査人が調査対象先部局のヒアリングの実施について区長宛てに協力を求める文書を調査対象先部局毎に作成するが、これも、2)の監査実施通知書の提出後、直ちに作成し、内部統制推進担当に渡すよう計画すべきである。尚、従来と同様に、この協力依頼文書を区長宛てにする必要があるのかは協議すべきである。代替案としては総務部長宛てというのが考えられる。
- 4) ヒアリングの実施： 令和4年度包括外部監査では一番早いヒアリングが9月8日であった。また、ヒアリングは基本的に初回のヒアリングとそのフォローアップとしての2回目のヒアリングを実施することになると思われるが、第2回目のヒアリングが11月中に終了することを目指すべきである。そのためにも、初回のヒアリングはできれば8月のお盆明けから実施できるように段取り良く進めていくべきである。
- 5) 区の施設等への往査： 令和4年度包括外部監査では基本的にヒアリング中心であり、現場調査は例外的に実施しただけであるが、現場調査を実施する場合には、ヒアリング期間中の8月後半から11月末までの間に実施することを企画すべきである。

- 6) 報告書案の作成：12月に入ったら補助者を含めた各担当者は報告書案の作成に着手し、翌年1月末には包括外部監査人から内部統制推進担当に提出する計画とすべきである。当然ながら補助者の作成した報告書案を包括外部監査人は十分に査読して、補助者に修正を指示するか、自ら修正作業を行う必要がある。このレビューと修正のプロセスには相当の時間が掛かるものと計画すべきである。
- 7) 区の関係部局による報告書案のチェックと、修正内容の擦り合わせ：報告書案は各関係部局に細分化して作成しておいた方がチェックはスムーズである。報告書案の初稿を提出してから、当初の予定では第2稿まででチェック完了だったところ、実際にはほぼすべてが第3稿まで調整がずれ込み、中には第5稿まで調整が続くケースもあった。1番目に提示した初稿からは4～7週間掛かって全体の擦り合わせが終わることを予定しておくのが妥当である。

尚、文章チェックの回を重ねる間に、区長部局の担当者からは、事実関係の正誤だけでなく、監査人の解釈や表現方法まで踏み込んだ修正要望が出てくることもままあるが、被監査対象部局からの「検閲」と受け取られるような結果にならないよう、監査人の判断の独立性の維持には十分注意すべきである。流れから行き過ぎと感ぜられるような場合には、内部統制推進担当を通じての内部調整を依頼する必要がある。

第2章 監査対象の概要

1. サブ・テーマの設定

「区政におけるガバナンス視点の浸透とその文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況ならびに運用実態の妥当性について」というメイン・テーマについて、以下の16のサブ・テーマを設定した。

1.	改正地方自治法第150条準拠状況
2.	外郭団体や出資法人への働きかけ、指導
3.	情報セキュリティ
4.	(外部コミュニケーションにおける) 個人情報保護
5.	リスク分析
6.	BCP
7.	支払い手続き
8.	脱ハンコ
9.	内部監査
10.	内部通報制度
11.	行政オンブズマン
12.	外部監査、監査委員監査の指摘事項に対する措置対応の体制
13.	行政機構のスタッフィング・後継者育成
14.	専門人材の確保
15.	ルール制定における多様な視点の反映、監査委員の関与
16.	情報発信(区報・hp)・統治機構の明示

2. サブ・テーマ毎の確認ポイント

それぞれのサブ・テーマについて当初考えた確認ポイントは次の通りだった。実際には、ヒアリングを進める中で、調査対象の部局の状況に応じてフォーカスするポイントが変わることはあった。

		チェックポイント
1.	改正地方自治法第 150 条 準拠状況	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制のフレームワークは明確にされているか ・制度導入行程表 ・導入状況（形式面） ・導入状況（実態面） ・内部統制報告書の報告先についての考察 ・課題は何か
2.	外郭団体や出資法人への 働きかけ、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・区の行政理念の浸透・目標達成のためにどこまで外郭団体・出資法人に働き掛けるか、ガイドラインはあるか ・ガイドラインの運用実態 ・課題は何か？
3.	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティーを担当する部署は明確か？ ・情報セキュリティーの規程は明確か？ ・担当部署はどのような活動をしているか？ ・USB メモリーやその他の外部記憶装置を操作端末に装着してデータをコピーすることは可能か？ ・世の中の動きをどのように把握し、区の情報セキュリティーの仕組みに活かそうとしているか（例えば、PPAP 問題への取り組み状況）

4.	(外部コミュニケーションにおける) 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所/出張所窓口におけるマイナンバーカードの取り扱いに個人情報保護上の問題はないか？ ・個人情報の開示について法令で定められた根拠がある場合でも、その開示範囲の社会的必要性に関して再検討や開示方法を工夫する方針や考え方はあるか？ ・上司の（誤った）指示による個人情報の目的外利用・閲覧を防ぐ仕組み ・外部通信のために個人情報データベースにアクセスする際、情報漏洩、ハッキングを防ぐ仕組み
5.	リスク分析	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事務におけるリスク分析を実施する仕組みとその運用状況はどうか？ ・リスクの洗い出しはボトムアップ型の集約の仕組みしかないのかどうか ・リスクの評価に専門的な知見が活かされているか？ ・軽微なリスクに対しても過剰な防衛措置が講じられていないか？（行政コストの上昇、行政サービスの質の低下、内部統制設計でのリスクアプローチ） ・テールリスクに対する方針、予算上の備え ・区の BCP への反映
6.	BCP	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画は策定されているか ・業務継続計画の内容 ・情報システムの業務継続計画 ・地域社会への働き掛け ・課題

7.	支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・過大支払いを防止する仕組み、誤送金があった場合の対処方法が予め定められているか ・上席者も含め、一人だけの事務処理で出金ができないような絶対的な仕組みがあるか ・支払い担当者の経験度を勘案したペアリング、指導体制が採られているか ・支払い漏れを防止する仕組み ・資金移動業者の利用の現況 ・調達要求課と契約事務担当課の分離が行われているか ・職員の事業費立替払いのニーズとその払い戻しの制度的問題 ・財産的損害が発生した場合の損害回復方法の方針は？ (職員への請求・保険活用など) ・他の自治体の支払いミス事例を研究して、区の支払い手続きの内部統制の見直しに反映させるプロセスは確立されているか
8.	脱ハンコ	<ul style="list-style-type: none"> ・脱ハンコムーブメントへの対応方針はリリースされているか ・脱ハンコだけでなく紙による事務処理を抑制するためのグループウェア導入の調査・研究の状況 ・地方自治法における自治体の電子契約サービス緩和への対応状況 ・区政 DX 構想、2040 年問題への対応 ・リモートワーク対応力 ・課題
9.	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の担い手（内部統制推進部局か内部統制評価部局か、それとも両者は未分化か） ・監査委員監査との関係 ・内部監査の目的・役割は行政組織内で浸透しているか ・内部監査計画と監査の実施状況、報告の実務の定着状況 ・課題

10.	内部通報制度	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の有無 ・2017年消費者庁発 地方公共団体の通報対応に対するガイドラインへの準拠状況 ・2022年6月1日施行、改正公益通報者保護法への準拠状況 ・内部通報先・相談窓口（単一・複数？） ・中立な外部窓口も設けられているか ・退職職員や過去に取引のあった事業者も利用できるか ・内部通報制度の利用状況の推移 ・集团的ルール違反をまかり通らせる、本音と建て前の組織カルチャーが幅を利かせていないかどうか ・確実に通報者が保護される仕組みであることの内容を、通報者の信頼が得られるように、公表や定期的な呼びかけで周知を図っているか ・内部通報案件への監査委員の関与の状況 ・課題
11.	行政オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区の（福祉）オンブズマン制度の現況 ・オンブズマンの担い手の選任方法 ・苦情処理としての利用状況 ・福祉分野以外の総合的な行政オンブズマン制度へ発展する動きは？ ・課題
12.	外部監査、監査委員監査の指摘事項に対する措置対応の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査・監査委員監査の措置対応を確実に行うための体制 ・課題

13.	行政機構のスタッフィング・後継者育成	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の中での職員確保戦略 ・ライン組織とスタッフ組織 ・人材育成基本方針 ・ジョブローテーション制の下での業務引継ぎ、育成の工夫 ・職員のキャリアプランニング支援と、定期的・継続的な働きかけ ・選ばれる魅力ある職場であるための施策 ・働き方改革 ・ダイバーシティの推進 ・課題
14.	専門人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパー人材、外部プロフェッショナル人材のミックス ・外部プロフェッショナルを採用する手法 ・プロパー人材が専門性を獲得する上で必要な同一部課での配置期間についての考え方 ・専門人材のキャリアプランニング
15.	ルール制定における多様な視点の反映、監査委員の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ルール制定のルーティンプロセスはどうなっているか ・策定するルールの有効性、合理性を高めるために、策定に関与し、意見を反映させることのできるメンバーの多様性をどのように確保するか ・監査委員がルール制定の段階から意見を述べることができる仕組みはあるか
16.	情報発信(区報・hp)・統治機構の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・区ガバナンスの全体像、内部統制制度の整備・適切な運営への取り組みについて区民を含む利害関係者にわかりやすく伝えるPR戦略・方針はあるか ・実際の広報されている情報の現状 ・課題

3. サブ・テーマ毎の調査対象部局

それぞれのサブ・テーマについて選ばれた調査対象部局は次の通りであった。

1.	改正地方自治法第 150 条準拠状況	総務課内部統制推進担当
2.	外郭団体や出資法人への働きかけ、指導	企画課
3.	情報セキュリティ	情報政策課
3.	情報セキュリティ	総務課情報セキュリティ対策担当
4.	(外部コミュニケーションにおける) 個人情報保護	地域力推進課
4.	(外部コミュニケーションにおける) 個人情報保護	戸籍住民課
4.	(外部コミュニケーションにおける) 個人情報保護	総務課情報セキュリティ対策担当
5.	リスク分析	総務課内部統制推進担当
6.	BCP	防災危機管理課
6.	BCP	情報政策課
7.	支払い手続き (契約事務)	総務課法規担当
7.	支払い手続き (契約事務)	経理管財課契約担当
7.	支払い手続き	総務課内部統制推進担当
7.	支払い手続き	会計管理課
8.	脱ハンコ	企画課・総務課文書係
9.	内部監査	総務課内部統制推進担当

10.	内部通報制度	総務課内部統制推進担当
11.	福祉オンブズマン	広聴広報課
12.	外部監査、監査委員監査の指摘事項に対する措置対応の体制	総務課内部統制推進担当
13.	行政機構のスタッフィング・後継者育成	人事課
14	専門人材の確保	人事課
15.	ルール制定における多様な視点の反映、監査委員の関与	総務課内部統制推進担当
16.	情報発信(区報・hp)・統治機構の明示	総務課内部統制推進担当
16.	情報発信(区報・hp)・統治機構の明示	広聴広報課

尚、上の表で網掛けのある行の部局については、調査は実施したものの、包括外部監査人側の健康上の理由による報告書制作日程の制約などから区との報告書案の相互チェックの日程に間に合わずに報告書の提示を断念したもの、あるいはヒアリングはしたものの、特段報告書に取り上げるような内容はなかったサブ・テーマと部局である。報告書の作成を断念したことについて、被監査対象部局からの働きかけがあった訳ではないことを付言しておく。